

# インフルエンザ登園届

園児がインフルエンザにかかった場合、学校保健安全法施行規則に規定する登園停止の期間の基準に準じて、感染のおそれがなくなるまで、登園停止させることができるようになっています。これに基づき、発熱から5日を経過し、かつ、解熱日から3日を経過するまで登園することはできません。つきましては、発熱及び解熱の状況を確認するため、登園する際に本紙を保護者の方が記入し施設長に提出してください（医療機関が発行する「治癒証明書」等の提出は不要です）。まん延防止にご理解・ご協力ををお願いいたします。

## りかん インフルエンザ罹患中の主な症状（該当する症状全てを○で囲んでください）

- ・発熱（ ℃）
- ・悪寒
- ・頭痛
- ・筋肉痛
- ・関節痛
- ・倦怠感
- ・咳
- ・鼻水
- ・咽頭痛
- ・食欲不振
- ・吐き気
- ・嘔吐
- ・下痢
- ・腹痛
- ・その他（ ）

発熱日	月	日	曜日					
診断日	月	日	曜日	医療機関名：				
診断名	インフルエンザ		（ A • B • 不明 ）					

りかん 罹患中の体温をはかり、下記に記録してください。（平熱： 度 分）

発熱日〇日目		1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
月／日	／	／	／	／	／	／	／	／	／
朝の体温	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
夜の体温	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃

※発熱したその日が「発熱日〇日目」となります。

可能な限り、朝と夜の1日2回、体温を測定し上記に記入してください。

施設長 殿

上記のとおりインフルエンザに罹患しましたが、発熱日から5日を経過し、かつ、解熱日から3日を経過しましたので登園いたします。

年 月 日

クラス名

組

園児氏名

保護者氏名

印

# インフルエンザ登園停止早見表

							発症日から5日を経過した後			
	発症 0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目	発症後 7日目	発症後 8日目	発症後 9日目
例1 発症後1日目に 解熱した場合	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	<u>発症後 5日目</u>	登園可能 ○			
	登園停止									
例2 発症後2日目に 解熱した場合	発熱	→	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	登園可能 ○			
	登園停止									
例3 発症後3日目に 解熱した場合	発熱	→	→	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	登園可能 ○		
	登園停止									
例4 発症後4日目に 解熱した場合	発熱	→	→	→	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	登園可能 ○	
	登園停止									
例5 発症後5日目に 解熱した場合	発熱	→	→	→	→	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	登園可能 ○
	登園停止									
例6 一度解熱したが 再度、発熱した場合	発熱	→	解熱 (1回目)	再度 の発熱	→	解熱 (2回目)	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	登園可能 ○
	登園停止									

- 上記の表は発症後5日を経過し、かつ、解熱後3日を経過するまで登園停止の旨を表にしたものです。
- 発症とは発熱した日です。「発熱＝発症0日目」となります。同様に解熱したその日は「解熱後1日目」とはならず、「解熱＝解熱0日目」となります。
- 例6のように、一度解熱し再度発熱した場合は、再度解熱した日（「解熱（2回目）」）から数えて解熱後3日間を経過するまでが登園停止となります。